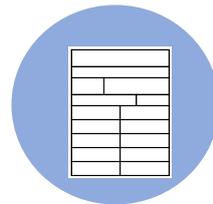


自立支援医療(精神通院医療)申請時の
医療保険加入状況の確認書類について

現行の健康保険証が廃止される令和6年12月2日以降、自立支援医療(精神通院医療)の申請時は、下記のいずれかの書類を提出してください。



+



①「マイナンバーカード」を持参

②マイナポータルでの医療保険の資格情報
画面を印刷したもの(※)を提出

※ スマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、医療保険の資格情報の画面を印刷してください。

または

「資格確認証」の写しを提出

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナンバーカードの保険利用登録をしていない方などに保険者から交付されるもの。

または

「資格情報のお知らせ」の写しを提出

マイナ保険証を持っている方に保険者から交付されるもの。

または

従来の健康保険証(有効なもの)の写しを提出

発行済みの健康保険証については、健康保険証の廃止後、1年間(有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間)、有効とみなす経過措置を設けられています。